

議案第4号

黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について

1 事業概要

民間事業者が有するノウハウや資金等の活用により、効率的なサービスの向上をはかるとともに、公共支出の削減を目的としたPFI事業手法を用いて、麻生区のはるひ野小・中学校の校舎・体育館等、学校施設の設計・施工から完成後の維持管理業務、給食業務等を含め実施するもの。

事業者名：はるひ野コミュニティサービス株式会社

(株主構成／三菱UFJリース(株)、松井建設(株)、(株)ハリマビステム、コクヨマーケティング(株)、(株)東洋食品、(株)豊建築事務所)

本社所在地：川崎市麻生区片平2丁目10番10号

設立年月日：平成18年8月21日

事業期間：平成18年8月31日から平成35年3月31日まで

業務内容：川崎市立はるひ野小・中学校に係る ①設計業務 ②建設業務 ③工事管理業務
④維持管理業務 ⑤給食業務 ⑥その他業務

2 変更の理由

児童生徒・教職員数の減による給食業務委託費の約定改定

事業契約書に定めるサービス料4（小中学校給食業務費相当分）の改定方法に基づき、契約金額を変更する。

【当初契約】：433人（児童・教職員数）をベースに、50人増減するごとに1,080千円/年（税抜）を増減。

当該年度4月以降の業務履行に対する対価に反映する。

【平成26年度変更契約】：433人→1,100人 1,080千円→980千円

【平成28年度変更契約】：1,100人→1,600人

3 今回の変更金額（減額）

△1,078,000円 令和4年4月の児童生徒・教職員数：1,427人（令和3年度1,491人）

- 令和3年度に100人（1,600-1,491=109人/50人）分の減額を令和4年度までの2か年分4,312,000円を減額する変更契約を実施しているため、今回の変更金額については、50人（1,500-1,427=73/50）分の減額を契約終期までの支払い額に反映させるもの
- 令和4年度980,000円×1（1,500-1,427=73/50人）×1か年（令和4年度）×1.1=1,078,000円

4 契約締結からこれまでの契約変更の経緯

年度	変更内容	契約額	変更額
平成 18 年度	-	5,751,051,031	-
平成 19 年度	サービス料 2・5 の支払利息の変更	5,760,136,117	9,085,086
平成 20 年度	児童・教職員数の増によるサービス料 4 の増額	5,761,270,117	1,134,000
平成 21 年度	児童・教職員数の増によるサービス料 4 の増額	5,765,806,117	4,536,000
平成 22 年度	児童・教職員数の増によるサービス料 4 の増額	5,772,610,117	6,804,000
平成 23 年度	児童・教職員数の増によるサービス料 4 の増額	5,780,548,117	7,938,000
平成 24 年度(6 月)	児童・教職員数の増によるサービス料 4 の増額	5,790,754,117	10,206,000
平成 24 年度(9 月)	児童・教職員数の増による厨房設備の改修によるサービス料 3・4 の増額	5,793,241,987	2,487,870
平成 25 年度	児童・教職員数の増による厨房設備の改修に伴うサービス料 3・4 の改定、並びに児童・教職員数の増によるサービス料 4 の増額及び基準金利等の変動に伴うサービス料 6・7 の減額。	5,878,266,673	85,024,686
平成 26 年度	校舎増築等に伴うサービス料 3, 7 の改定 給食の改定率の変更に伴うサービス料 4 の改定 消費税率の改定	6,306,207,563	427,940,890
平成 28 年度	給食室等の改修及びわくわくプラザの増築・改修に伴うサービス料 3 の改定、中学校完全給食の実施に伴うサービス料 4 の改定、維持管理業務・給食業務に関する公租公課・保険料等の費用改定	6,460,385,550	154,177,987
平成 30 年度	物価変動、割賦金利の約定改定サービス料 6 の改定	6,461,428,985	1,043,435
令和元年度	消費税法等の一部改正に伴うサービス料 3, 4, 7 の改定	6,472,634,318	11,205,333
令和 2 年度	物価変動の約定改定サービス料 3 の改定	6,473,507,738	873,420
令和 3 年度	児童生徒・教職員数の減によるサービス料 4 の減額	6,469,195,738	△4,312,000
令和 4 年度	児童生徒・教職員数の減によるサービス料 4 の減額	<u>6,468,117,738</u>	<u>△1,078,000</u>

議案第 80 号

黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について

黒川地区小中学校新設事業の契約（平成 18 年 9 月 14 日議決、平成 20 年 3 月 19 日変更議決、平成 20 年 6 月 19 日変更議決、平成 21 年 6 月 24 日変更議決、平成 22 年 6 月 17 日変更議決、平成 23 年 6 月 29 日変更議決、平成 24 年 6 月 22 日変更議決、平成 24 年 10 月 3 日変更議決、平成 25 年 6 月 20 日変更議決、平成 26 年 6 月 19 日変更議決、平成 28 年 6 月 16 日変更議決、平成 30 年 6 月 21 日変更議決、令和元年 6 月 27 日変更議決、令和 2 年 6 月 18 日変更議決及び令和 3 年 6 月 17 日変更議決）の一部を次のように変更する契約を締結する。

令和 4 年 6 月 6 日提出

川崎市長 福田 紀彦

4 の契約金額「6, 469, 195, 738 円」を「6, 468, 117, 738 円」に変更する。

参考資料

- 1 黒川地区小中学校新設事業の契約の締結について（平成18年9月4日提出・平成18年9月14日議決）

1	事業名	黒川地区小中学校新設事業
2	履行場所	川崎市麻生区はるひ野4丁目8番
3	契約の方法	総合評価一般競争入札
4	契約金額	5,751,051,031円
5	契約期間	契約締結の日から平成35年3月31日まで
6	契約の相手方	川崎市麻生区片平2丁目10番10号 はるひ野コミュニティサービス株式会社 代表取締役 加藤 哲郎

- 2 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について（平成20年2月28日提出・平成20年3月19日議決）

4の契約金額「5,751,051,031円」を「5,760,136,117円」に変更する。

- 3 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について（平成20年6月2日提出・平成20年6月19日議決）

4の契約金額「5,760,136,117円」を「5,761,270,117円」に変更する。

- 4 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について（平成21年6月5日提出・平成21年6月24日議決）

4の契約金額「5,761,270,117円」を「5,765,806,117円」に変更する。

- 5 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について（平成22年5月31日提出・平成22年6月17日議決）

4の契約金額「5,765,806,117円」を「5,772,610,117円」に変更する。

- 6 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について（平成23年6月10日提出・平成23年6月29日議決）

4の契約金額「5,772,610,117円」を「5,780,548,117円」に変更する。

- 7 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について（平成24年6月4日提出・平成24年6月22日議決）

4の契約金額「5,780,548,117円」を「5,790,754,117円」に変更する。

- 8 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について（平成24年9月3日提出・平成24年10月3日議決）

4の契約金額「5,790,754,117円」を「5,793,241,987円」に変更する。

- 9 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について（平成25年6月3日提出・平成25年6月20日議決）

4の契約金額「5,793,241,987円」を「5,878,266,673円」に変更する。

- 10 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について（平成26年6月2日提出・平成26年6月19日議決）

4の契約金額「5,878,266,673円」を「6,306,207,563円」に変更する。

- 11 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について（平成28年5月27日提出・平成28年6月16日議決）

4の契約金額「6,306,207,563円」を「6,460,385,550円」に変更する。

- 12 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について（平成30年6月4日提出・平成30年6月21日議決）

4の契約金額「6,460,385,550円」を「6,461,428,985円」に変更する。

- 13 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について（令和元年6月10日提出・令和元年6月27日議決）

4の契約金額「6,461,428,985円」を「6,472,634,318円」に変更する。

- 14 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について（令和2年6月1日提

出・令和2年6月18日議決)

4の契約金額「6,472,634,318円」を「6,473,507,738円」に変更する。

15 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について（令和3年5月31日提出・令和3年6月17日議決）

4の契約金額「6,473,507,738円」を「6,469,195,738円」に変更する。

16 変更理由

毎年4月の児童生徒・教職員数に基づく、小中学校給食業務費相当分に係るサービス料の改定を行うことにより、契約金額を変更するもの。